

本所總第350号  
令和2年6月12日

東京税理士会本所支部  
支部長 山西 晃 殿

本所税務署長  
室岡 哲也



### 内部事務のセンター化に伴う書類送付先の変更等について

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京国税局においては、税務署における納税者からの窓口相談や調査・徴収事務を適切かつ効率的に実施することを目的として、東京上野税務署内に税務署事務処理センター（以下「東京上野センター」という。）を設置し、東京上野税務署、浅草税務署、小石川税務署及び本郷税務署の内部事務（小石川税務署及び本郷税務署については、法人税等関係事務を除く）を集約して処理する「内部事務のセンター化」に取り組んでいるところです。

この、内部事務のセンター化につきましては、令和2年7月以降、

- ① 東京上野センターにおいて、対象税務署に本所税務署及び向島税務署を新たに追加
  - ② 甲府税務署内に「甲府センター」を設置し、甲府税務署、山梨税務署、大月税務署及び鰐沢税務署の内部事務を集約して処理
- するなど、実施規模をさらに拡大することとしております。

つきましては、令和2年7月以降のセンター化の実施規模拡大に伴い、本所税務署及び向島税務署管内の納税者の皆様につきましては、『申告書や申請書・届出書等を郵送する場合の提出先』を別添1のとおり、甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の納税者の皆様は別添2のとおり「税務署事務処理センター」へ変更していただくことになりますので、会報誌又はホームページ等に別添1・2を掲載するなどにより、貴会会員へ周知・広報いたしますよう、御協力をお願い申し上げます。

## 本所税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において本所税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、本所税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

#### 送付先

税務署事務処理センター

〒110-8655

東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり本所税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり本所税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり本所税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、東京上野税務署、浅草税務署、小石川税務署、本郷税務署、本所税務署及び向島税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(本所税務署)を変更するものではありません。



東京国税局・税務署

## 向島税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において向島税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、向島税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

送付先	税務署事務処理センター 〒110-8655 東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎
-----	--

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり向島税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり向島税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり向島税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、東京上野税務署、浅草税務署、小石川税務署、本郷税務署、本所税務署及び向島税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なつします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(向島税務署)を変更するものではありません。

## 甲府税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において甲府税務署の一部の内部事務<sup>(\*)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、甲府税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(\*)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

送付先	税務署事務処理センター 〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎
-----	--

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり甲府税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり甲府税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり甲府税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なつします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(甲府税務署)を変更するものではありません。

## 山梨税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において山梨税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、山梨税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

送付先	税務署事務処理センター 〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎
-----	--

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり山梨税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり山梨税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり山梨税務署に送信してください。
- 内部事を処理するため、甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(山梨税務署)を変更するものではありません。



東京国税局・税務署

## 鰐沢税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において鰐沢税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、鰐沢税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

#### 送付先

税務署事務処理センター

〒400-8541

山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり鰐沢税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり鰐沢税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり鰐沢税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて收受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した收受日付印を押なしつします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(鰐沢税務署)を変更するものではありません。



東京国税局・税務署